

消防学校の教育訓練の基準（平成十五年十一月十九日消防庁告示第三号） 抜粋

（教育訓練の種類）

第三条 消防学校の教育訓練の種類は（略）、消防団員に対するものにあつては基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とする。

2 （略）

3 「基礎教育」とは、任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練をいう。

4 「専科教育」とは、（略）主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練をいう。

5 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。この場合において「幹部」とは（略）、消防団員にあつては班長以上の階級にある者をいう。

6 「特別教育」とは、第二項から前項までに掲げる教育訓練以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

（消防団員に対する基礎教育）

第八条 消防団員に対する基礎教育の対象団員は、消防団員としての経験が概ね三年に満たず、消防学校における教育訓練を受講したことの無い者（団員の階級にある者に限る。）とする。

2 消防団員に対する基礎教育の到達目標は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解していること。

二 災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できること。

3 消防団員に対する基礎教育の標準的な教科目及び時間数は、別表第四のとおりとする。

（消防団員に対する専科教育）

第九条 消防団員に対する専科教育は、警防科（消防団員として概ね三年以上の経験を有する者を対象とする。）及び機関科（消防団員として概ね一年以上の経験を有し、消防車両の運行に従事する予定の者を対象とする。）の種別ごとに行うものとする。

2 消防団員に対する専科教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 警防科 次に掲げるもの

イ 火災防ぎょ活動に関する専門的知識及び行動原則並びに各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解していること。

ロ 災害現場において中核的な活動を遂行できること。

二 機関科 次に掲げるもの

イ 道路交通関係法令及びポンプ工学に関する専門的知識を有していること。

ロ 消防自動車を迅速かつ的確に運行できること。

- 3 消防団員に対する専科教育の標準的な教科目及び時間数は、科の種別の区分に応じ、別表第五のとおりとする。

(消防団員に対する幹部教育)

第一〇条 消防団員に対する幹部教育は、初級幹部科（班長の階級にある者を対象とする。）及び中級幹部科（部長及び分団長の階級にある者を対象とする。）の種別ごとに行うものとする。

- 2 消防団員に対する幹部教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 初級幹部科 次に掲げるもの

イ 消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解していること。

ロ 地域住民に対して防災指導を行えること。

二 中級幹部科 次に掲げるもの

イ 消防団中級幹部としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。

ロ 各種災害事象において、消防団に期待される役割及び効果的な防ぎょ活動の在り方を深く理解していること。

- 3 消防団員に対する幹部教育の標準的な教科目及び時間数は、科の種別の区分に応じ、別表第六のとおりとする。

(消防団員に対する特別教育)

第一一条 消防団員に対する特別教育の到達目標並びに教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする。

(消防団員に対する教育訓練の特例)

第一五条 消防団員に対する教育訓練が消防学校において十分実施できがたいと認められるときは、消防学校の教員を教育訓練実施場所に派遣して、教育訓練を行わせることができる。

- 2 消防団員に対する教育訓練が一の期間でまとめて実施できがたいと認められるときは、消防学校の学校長は、必要に応じ、概ね三年の範囲内で定める期間において、適宜分割してこれを行うことができる。

- 3 消防学校が消防団員に対して行う教育訓練は、必要に応じ、教科目を単位として修了を認定することができる。この場合において、消防学校の学校長が定める教科目のすべてについて、修了の認定を受けたときは、当該教育訓練の修了を認定するものとする。

- 4 消防団員に対する教育訓練が消防学校において十分実施できがたいと認められる場合であつて市町村が教育訓練の一部を分担できるときは、消防学校の学校長は、市町村長と協議の上、当該市町村における教育訓練の受講をもって、消防学校における教科目の修了と認定することができる。